

報告第 1 号

専決処分の報告について

次の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

- | | |
|-------|---|
| 専決第1号 | 令和元年度守口市一般会計補正予算（第9号） |
| 専決第2号 | 守口市市税条例の一部を改正する条例 |
| 専決第3号 | 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 専決第4号 | 守口市市税条例の一部を改正する条例 |
| 専決第5号 | 令和2年度守口市一般会計補正予算（第1号） |
| 専決第6号 | 新型コロナウイルス感染症感染防止用マスク購入契約の
締結について |
| 専決第7号 | 新型コロナウイルス感染症感染防止用マスク購入契約の
締結について |

専決第 3 号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和 2 年 4 月 1 日専決

守口市長 西 端 勝 樹

記

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後														
第1条及び第2条 略 （報酬の支給方法） 第3条 報酬は、月額で定められているものについては当月中に、日額又は1選挙当たりで定められているものについてはその都度、支給する。 2及び3 略 第4条から第6条まで 略 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>職名</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>学校運営協議会委員</td><td>日額 1,000 円</td></tr> </table>	職名	報酬の額	略		学校運営協議会委員	日額 1,000 円	第1条及び第2条 略 （報酬の支給方法） 第3条 報酬は、月額で定められているものについては当月中に、<u>時間額</u>、日額又は1選挙当たりで定められているものについてはその都度、支給する。<u>ただし、時間額で定められている報酬は、日額で定められている報酬の支給と併せて行うことを妨げない。</u> 2及び3 略 第4条から第6条まで 略 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>職名</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>学校運営協議会委員</td><td>日額 1,000 円</td></tr> <tr> <td><u>守口市立学校いじめ防止対</u></td><td><u>日額 9,500 円（著しく困難</u></td></tr> </table>	職名	報酬の額	略		学校運営協議会委員	日額 1,000 円	<u>守口市立学校いじめ防止対</u>	<u>日額 9,500 円（著しく困難</u>
職名	報酬の額														
略															
学校運営協議会委員	日額 1,000 円														
職名	報酬の額														
略															
学校運営協議会委員	日額 1,000 円														
<u>守口市立学校いじめ防止対</u>	<u>日額 9,500 円（著しく困難</u>														

		策等審議会委員	な業務に従事する場合その 他の特別の事情による場合 にあつては、時間額 9,500 円)
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。